

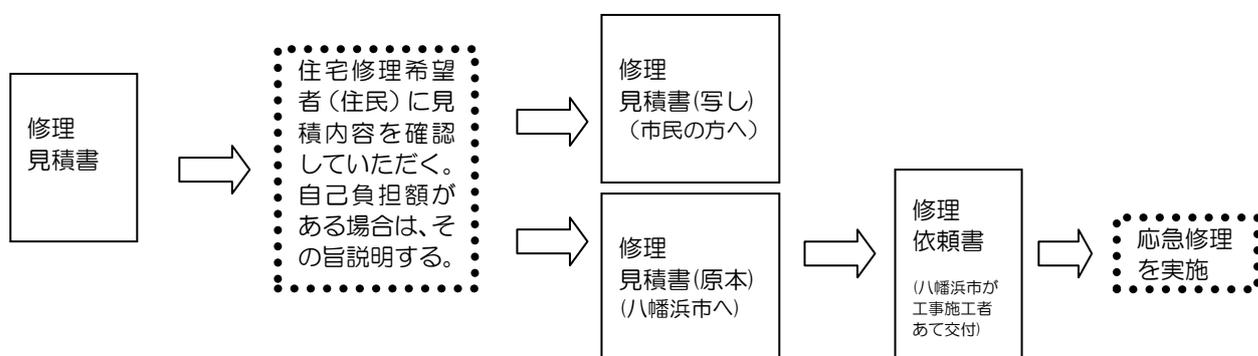
## <住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ>

住宅の応急修理を希望する市民の方に対し、見積書の作成をお願いします。  
別添の様式第5号により、修理見積書を作成してください。

修理見積書は、修理希望者の方に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。

修理見積書の提出について、原本は八幡浜市の市民課に提出し、写しを修理希望者へ渡してください。

市は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

※内装に関するものは、原則として対象外です。

### <注意点>

工事を完了したら、工事完了報告書(様式第8号)を市に提出してください。完了報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了時の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしくお願いします。

修理希望者の方へ見積り内容を説明する際、自己負担分がある場合は、その旨をご説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接、修理希望者の方に請求して頂くようになります。

応急修理制度に係る工事代金(584,000円限度)の八幡浜市への請求手続き方法については、修理依頼のありました八幡浜市市民課に確認願います。

### 【お問合せ先】

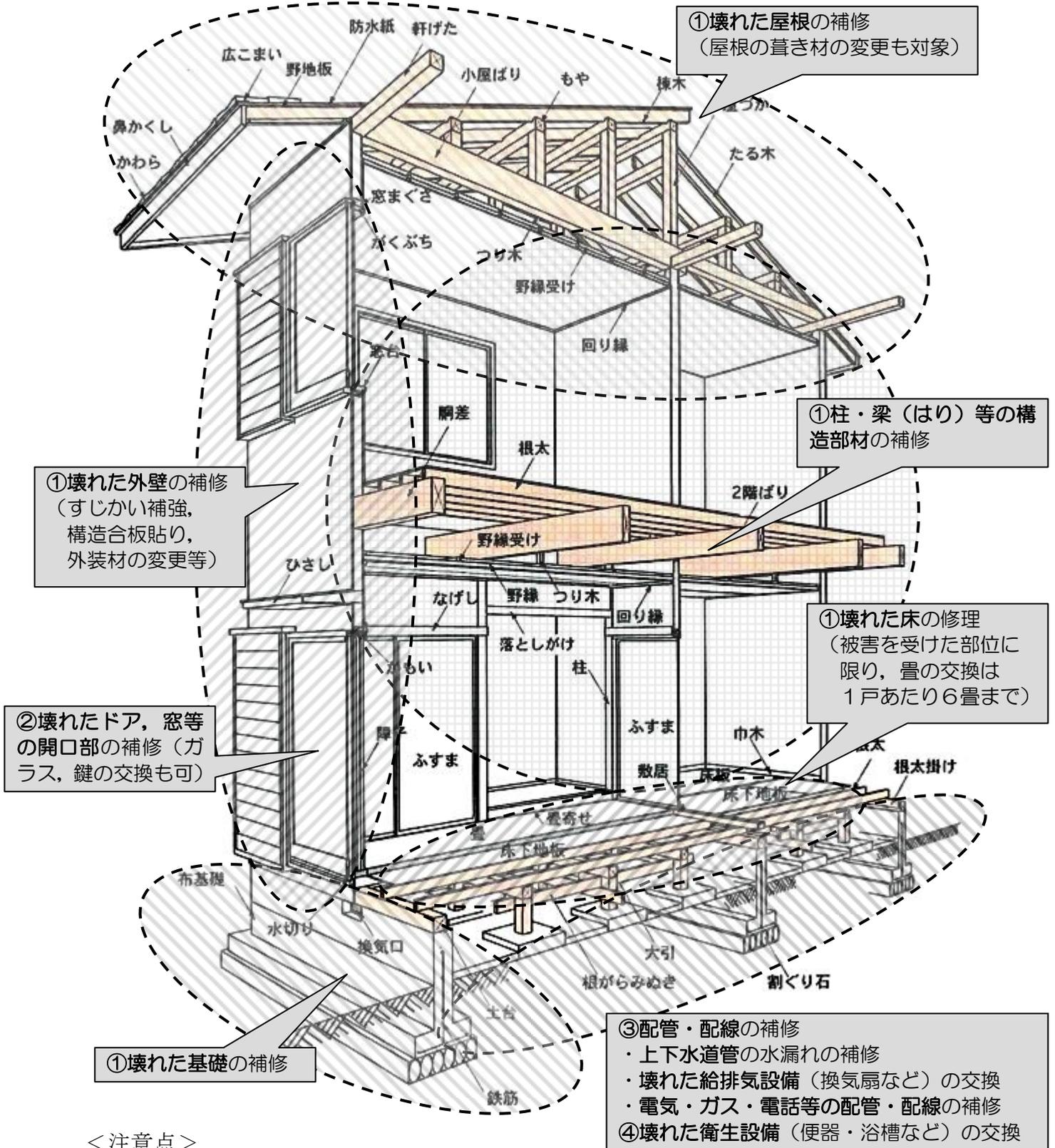
八幡浜市 市民課 市民係

直通：0894-22-3112

代表：0894-22-3111(内線1122)

# 住宅の応急修理対象範囲

(平成30年7月豪雨災害により被災した部位に限ります)



## <注意点>

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、1戸あたり6畳まで対象です。家電製品は、対象外です。